

掛川市立東中学校 部活動ガイドライン

令和6年4月

静岡県及び掛川市の部活動ガイドラインに基づき、以下のように設定する。

1 部活動の目標

学年や学級の所属を越えて、共通の趣味や関心をもった生徒同士が、体育的、文化的活動をとおして、人格形成、個性の伸長、協調性や社会性及び特技の習得を目指す。

2 部活動の加入や設置

- (1) 自由加入制とする。
- (2) 3年生の引退後、団体競技の人数を満たす見通しが無い場合や、新年度の正式入部前に規定人数を満たす見通しが立たない場合には、募集停止や合同チームについて検討する。

3 活動日及び活動時間

(1) 活動日の基準

ア 常時活動

- (ア) 平日は、週3日（原則として火曜日、木曜日、金曜日）とする。
- (イ) 週休日は、原則として土曜日又は日曜日のどちらか1日とする。
- (ウ) 3日以上連続した連休の場合、必ず休養日を設ける。
- (エ) 朝部活動は行わない。

イ 長期休業中の活動

- (ア) 学校閉庁日を中心に、一定期間活動を休止する。
- (イ) 土曜日及び日曜日は、大会以外の活動は行わない。

ウ 大会（中体連・中文連及び関連する各種団体の主催大会）期間中の活動

大会日程により土日連続で活動した場合には、代替りの休養日を1週間以内に設定する。

(2) 活動時間の基準

- ア 原則として、教員の勤務時間内の活動とする。校長が平日の活動時間の延長や休日の活動を許可する場合には、日没時間や生徒の健康状態、教員の業務量等を十分に考慮する。
- イ 別途設定した完全下校時刻を守る。
- ウ 平日の活動は2時間以内、休日及び長期休業中の活動は3時間以内とする。（準備や片付け、休憩時間等は含まない。大会はこの限りではない。）

4 指導上の留意点

- (1) 顧問は、活動日や活動場所について、事前に計画を校長に提出する。校長は、生徒及び指導する教員にとって無理のない適切な計画であることを確認して許可の判断をする。
- (2) 活動は、必ず指導者（教員または部活動指導員）の指導監督の下で実施する。
- (3) 学校教育活動の一環としての部活動の意義を正しく理解し、勝敗などに偏った指導にならないようにする。
- (4) 体罰や暴言は、生徒の人権を侵害する違法な行為であり、学校教育に対する信頼を失う行為であるので、これらの行為を絶対に行わない。
- (5) 生徒の発達段階や健康状態、気温等の環境を考慮し、指導内容や活動時間、水分補給や休憩時間等を適切に設定する。また、用具や施設の点検、管理等を適切に行い、生徒の安全確保に万全を期する。
- (6) 部活動の目的や活動内容等について、保護者によく理解されるよう啓発に努める。